

令和8年3月

事業者の皆様

旭川市契約課

現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準の見直しについて

本市発注の工事において、現場代理人が不足している状態が続いており、令和7年度も工事請負人不足が原因で工事が不調になり、関連工事との調整に苦慮したことから、現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準「2（6）ウ その他一定の要件を満たす工事の兼任」について「合計で2件まで兼任を認める」としていたところ、北海道と同様に「合計で2件若しくは3件まで兼任を認める」に拡充する。